

喜界町地域公共交通活性化協議会設立総会及び

令和6年度第1回会議

日時：令和7年3月21日（金）10時～

場所：喜界町役場 1階多目的室

会 次 第

1. 開会
2. 町長挨拶
3. 協議事項
 - (1) 要綱の制定について
 - (2) 副会長及び監事の指名について
 - (3) 諸規程の制定について
 - (4) 喜界町の地域公共交通の現状と課題について
 - (5) 令和7年度地域公共交通調査事業について
4. 閉会

<配付資料>

- ・ 会次第
- ・ 出席者名簿

- ・ 第1号議案関係

資料1-1	喜界町地域公共交通活性化協議会設置に至る経緯について
資料1-2	喜界町地域公共交通会議設置要綱
資料1-3	喜界町地域公共交通活性化協議会設置要綱
資料1-4	新旧対照表

- ・ 第2号議案関係

資料2	副会長及び監事の指名について
-----	----------------

- ・ 第3号議案関係

資料3-1	喜界町地域公共交通活性化協議会事務局規程
資料3-2	喜界町地域公共交通活性化協議会財務規程

- ・ 第4号議案関係

資料4	喜界町の地域公共交通の現状と課題
-----	------------------

- ・ 第5号議案関係

資料5	令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）交付申請書
-----	---

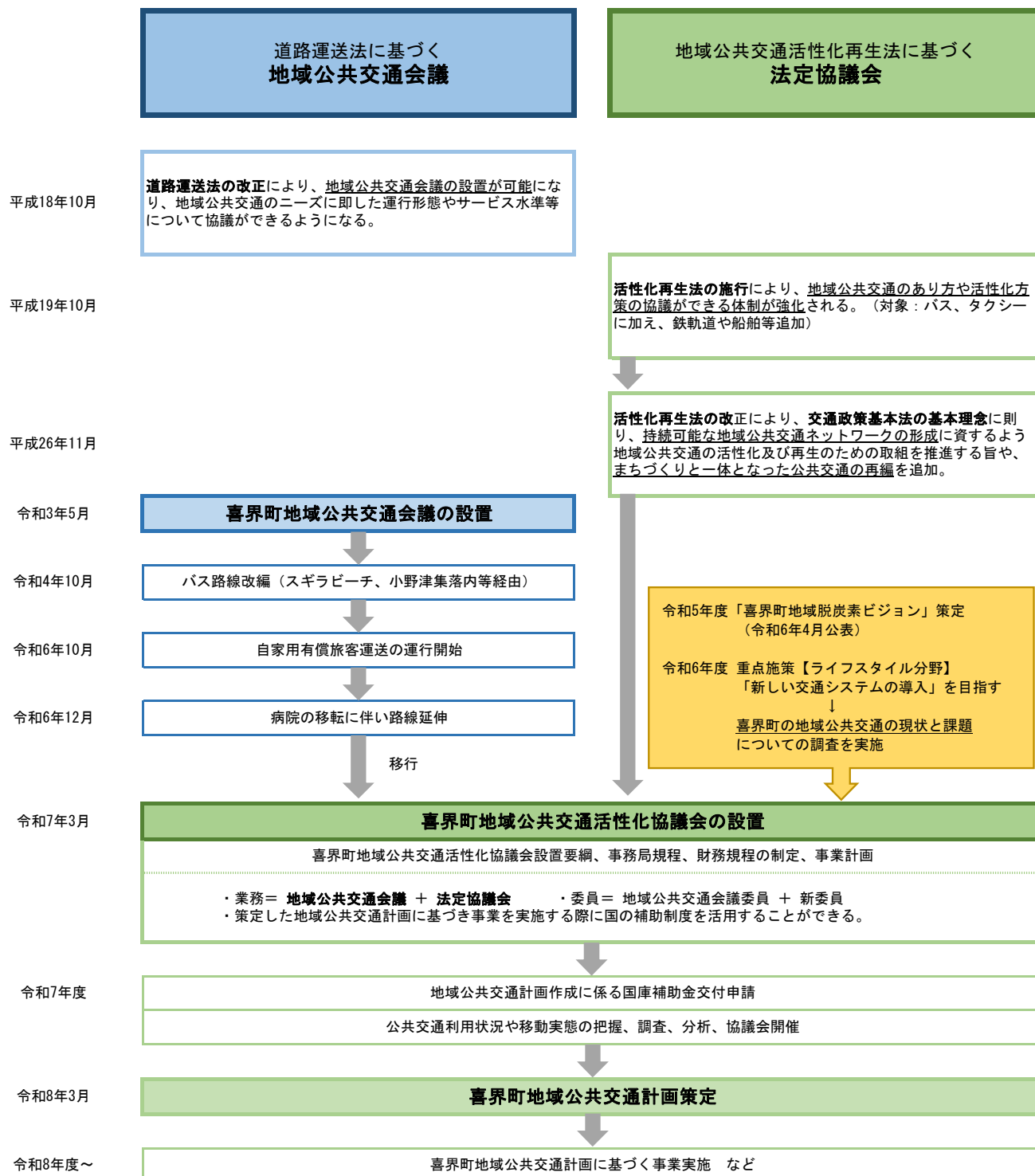
喜界町地域公共交通活性化協議会設立総会及び令和6年度第1回会議 出席者名簿

	委員所属・役職	氏名	備考
1	喜界町長	隈崎 悦男	
2	喜界町総務課政策調整管理官	永井 昌徳	
3	喜界町企画観光課長	中村 幸雄	
4	喜界町保健福祉課長	吉行 進	
5	喜界町教育委員会総務課長	岩松 利和	
6	喜界町議会総務文教常任委員長	土岐 和貴	
7	株式会社奄美航空喜界バス湾営業所 所長	西尾 勝幸	
8	株式会社喜界総合企画 管理課長	萩原 勤	
9	有限会社日の出タクシー 代表取締役	實田 照野	代理:運行管理者 實田 江利子
10	奄美海運株式会社 執行役員総務部長	上村 聡	
11	一般社団法人奄美自動車連合会 専務理事	山崎 望	
12	喜界町区長会連絡協議会 会長	乾 和夫	
13	喜界町長寿会連合会 会長	金久 誠次	
14	九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官	榊 登志幸	
15	九州運輸局鹿児島運輸支局 首席運輸企画専門官	谷口 誠一	
16	株式会社奄美航空運転者代表	澄 道夫	欠席
17	鹿児島県大島支庁喜界事務所 所長	寺地 良知	欠席
18	喜界町まちづくり課長	英 憲仁	
19	鹿児島県奄美警察署喜界幹部派出所 所長	襲谷 翔	代理:巡査部長 川野 誠
20	鹿児島県総合政策部交通政策課長	鈴木 圭祐	欠席
21	認可地縁団体コミュニティ喜界協議会 代表	園田 直樹	
22	医療法人徳洲会喜界徳洲会病院 総務課事務長	泉 陽一	代理:事務次長 都 一成
23	喜界島観光物産協会 会長	上園田 慶太	
24	社会福祉法人喜界町社会福祉協議会 会長	界田 満仁	
25	合同会社孝心 代表社員	徳 成寿	

関係者	氏名	備考
日本工営株式会社	許斐 信亮	
日本工営株式会社	広田 瞳子	

事務局	氏名	備考
喜界町役場企画観光課 企画調整チーム 補佐	八木 敏文	
喜界町役場企画観光課 企画調整チーム 主事	作井 智美	

喜界町地域公共交通活性化協議会設置に至る経緯等について



喜界町地域公共交通会議設置要綱

（設置）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、喜界町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）運送法省令に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様に関する事項（自家用有償旅客運送を含む。）

（２）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 前項各号に係る交通会議での協議等においては、喜界町地域公共交通運賃協議会設置要綱（令和 6 年喜界町告示第 46 号）に基づく喜界町地域公共交通運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

（交通会議の構成員）

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

（１）町長又はその指名する者

（２）住民又は利用者の代表

（３）一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者

（４）一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者

（５）一般旅客自動車運送事業者で組織する団体の代表又はその指名する者

（６）一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表

（７）九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者

（８）鹿児島県奄美警察署長又はその指名する者

(9) 道路管理者

(10) 鹿児島県知事又はその指名する者

(11) 町内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体

(12) 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が交通会議の運営に必要なとの申出があった場合には、交通会議での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。

3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長を置き、町長をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することはできない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 交通会議は、原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開にて行うものとする。

（交通会議の特例）

第5条 会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって交通会議の議決に替えることができる。

(1) 緊急やむを得ない事情があるとき。

(2) その他会長が必要と認めるとき。

- 2 書面による議決の方法は、前条第6項の規定を準用する。この場合において、「出席委員」とあるのは、「全委員」に読み替えるものとする。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 委員は、その職務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事会)

第7条 第2条の協議事項について、専門的な調査、検討を行うため、交通会議の下部組織として幹事会を置くことができるものとする。

- 2 幹事会に関して、会長は第3条の交通会議の構成員のうち専門的な調査、検討のために会長が必要と認める者を招集することができる。

- 3 幹事会は専門的な調査、検討の結果を交通会議に報告する。

(事務局)

第8条 交通会議の事務局は、企画観光課とし、交通会議の庶務を処理する。

- 2 町内における交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、別表に規定する連絡・通報窓口を事務局に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

○喜界町地域公共交通会議設置要綱

令和 3 年 5 月 6 日 告示第 21 号

改正

令和 6 年 11 月 1 日 告示第 49 号

喜界町地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第 1 条 喜界町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

(1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「地域交通法」という。）第 5 条第 1 項の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日国総計第 97 号。以下「補助要綱」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項

(2) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客運送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項

(3) 上記(1)及び(2)以外の事項であって、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要なその他の事項
(協議事項)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 地域交通法及び補助要綱に基づく交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整及び交通計画並びに確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

(2) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関する事項（自家用有償旅客運送を含

む。)

(3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

- 2 前項各号に係る協議会での協議等においては、喜界町地域公共交通運賃協議会設置要綱（令和6年喜界町告示第46号）に基づく喜界町地域公共交通運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

（協議会の構成員）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

(1) 町長又はその指名する者

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者

(3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者

(4) 一般旅客定期航路事業者

(5) 一般旅客自動車運送事業者で組織する団体の代表又はその指名する者

(6) 住民又は利用者の代表

(7) 九州運輸局鹿児島運輸支局長又はその指名する者

(8) 一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者

(9) 道路管理者又はその指名する者

(10) 港湾管理者又はその指名する者

(11) 鹿児島県奄美警察署長又はその指名する者

(12) 鹿児島県知事又はその指名する者

(13) 町内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体

(14) 学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者

- 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に

規定する委員以外の者が協議会の運営に必要との申出があった場合には、協議会での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。

- 3 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第4条 協議会に会長（1名）、副会長（2名）及び監事（2名）を置く。

- 2 会長は、町長又はその指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は、協議会の出納検査等の監査事務を行い、その結果を会長に報告する。

（協議会の運営）

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

（会議の特例）

第6条 会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(幹事会)

第7条 第2条第1項各号に掲げる事項について、地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会に幹事会を置くことができるものとする。

2 前項に基づき設置される幹事会において、協議、検討が行われた場合には、会議における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。

(事務局協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、企画観光課が担当し、協議会における事務全般を所掌し、運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(会計)

第10条 協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

喜界町地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案	現 行
喜界町地域公共交通活性化協議会設置要綱 (目的) 第1条 喜界町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。 (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という。）第5条第1項の規定及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号。以下「補助要綱」という。）第2条第1項第1号の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する事項 (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客運送の確保、旅客の利便の増進及び地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項 (3) 上記(1)及び(2)以外の事項であって、地域の交通の確保、維持又は改善のために協議が必要なその他の事項 (協議事項) 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 地域交通法及び補助要綱に基づく交通計画の策定及び変更の協議、実施に係る連絡調整及び交通計画並びに確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項 (2) 運送法に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様の協議等に関する事項（自家用有償旅客運送を含む。） (3) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項 2 前項各号に係る協議会での協議等においては、喜界町地域公共交通運賃協議会設置要綱（令和6年喜界町告示第46号）に基づく喜界町地域公共交通運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。	喜界町地域公共交通会議設置要綱 (設置) 第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等（自家用有償旅客運送を含む。）の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、喜界町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。 (協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。 (1) 運送法省令に基づく地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送等の態様に関する事項（自家用有償旅客運送を含む。） (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項 2 前項各号に係る交通会議での協議等においては、喜界町地域公共交通運賃協議会設置要綱（令和6年喜界町告示第46号）に基づく喜界町地域公共交通運賃協議会での議決事項を尊重し、調和を図らなければならない。

改正案	現 行
(協議会の構成員) 第3条 <u>協議会</u>の委員は、次に掲げる者とする。 (1) (略) (2) <u>一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者</u> (3) <u>一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者</u> (4) <u>一般旅客定期航路事業者</u> (5) (略) (6) <u>住民又は利用者の代表</u> (7) (略) (8) <u>一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又はその指名する者</u> (9) <u>道路管理者又はその指名する者</u> (10) <u>港湾管理者又はその指名する者</u> (11) <u>鹿児島県奄美警察署長又はその指名する者</u> (12) <u>鹿児島県知事又はその指名する者</u> (13) <u>町内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体</u> (14) <u>学識経験を有する者その他協議会の運営上必要と認める者</u> 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が<u>協議会</u>の運営に必要との申出があった場合には、<u>協議会</u>での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。 3 (略) (役員) 第4条 <u>協議会</u>に会長（1名）、副会長（2名）及び監事（2名）を置く。 2 会長は、<u>町長又はその指名する者をもって充てる。</u> 3 会長は、<u>協議会を代表し、会務を総括する。</u> 4 <u>副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。</u> 5 <u>副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。</u>	(交通会議の構成員) 第3条 <u>交通会議</u>の委員は、次に掲げる者とする。 (1) (略) (2) <u>住民又は利用者の代表</u> (3) <u>一般乗合旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者</u> (4) <u>一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者</u> (5) (略) (6) <u>一般旅客自動車運送事業者等の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表</u> (7) (略) (8) <u>鹿児島県奄美警察署長又はその指名する者</u> (9) 道路管理者 (10) <u>鹿児島県知事又はその指名する者</u> (11) <u>町内において自家用有償旅客運送（公共交通空白地有償運送又は福祉有償運送）を実施している特定非営利活動法人等の運送団体</u> (12) <u>学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</u> 2 前項に規定する委員又は次条に規定する事務局から、前項に規定する委員以外の者が<u>交通会議</u>の運営に必要との申出があった場合には、<u>交通会議</u>での決議の上でその者をオブザーバーとして招致することができることとする。 3 (略) (交通会議の運営) 第4条 <u>交通会議</u>に会長を置き、町長をもって充てる。 2 会長は、<u>交通会議を代表し、会務を総括する。</u> 3 会長に事故がある場合は、<u>あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</u> 4 <u>交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</u> 5 <u>交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することはできない。</u>

改 正 案	現 行
6 <u>監事は、協議会の出納検査等の監査事務を行い、その結果を会長に報告する。</u> (協議会の運営) 第5条 <u>協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</u> 2 <u>協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</u> 3 <u>協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 4 <u>協議会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</u> (会議の特例) 第6条 <u>会長は、会議の議事について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合又はやむを得ない事由がある場合と認めるときは、議事の概要を記載した書面を全ての委員に回付し、その賛否を問い、会議に代えることができる。</u> 2 <u>前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。</u> (幹事会) 第7条 第2条第1項各号に掲げる事項について、<u>地域の取組を行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、協議会に幹事会を置くことができるものとする。</u> 2 <u>前項に基づき設置される幹事会において、協議、検討が行われた場合には、会議における協議に資するよう、その結果を協議会に報告することとする。</u>	6 <u>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> 7 <u>交通会議は、原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、非公開にて行うものとする。</u> (交通会議の特例) 第5条 <u>会長は、次に掲げるときは、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その回答をもって交通会議の議決に替えることができる。</u> (1) <u>緊急やむを得ない事情があるとき。</u> (2) <u>その他会長が必要と認めるとき。</u> 2 <u>書面による議決の方法は、前条第6項の規定を準用する。この場合において、「出席委員」とあるのは、「全委員」に読み替えるものとする。</u> (協議結果の取扱い) 第6条 <u>交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</u> 2 <u>委員は、その職務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> (幹事会) 第7条 第2条の協議事項について、専門的な調査、検討を行うため、<u>交通会議の下部組織として幹事会を置くことができるものとする。</u> 2 <u>幹事会に関して、会長は第3条の交通会議の構成員のうち専門的な調査、検討のために会長が必要と認める者を招集することができる。</u> 3 <u>幹事会は専門的な調査、検討の結果を交通会議に報告する。</u>

改正案	現 行
(事務局協議結果の取扱い) 第8条 <u>協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</u> (事務局) 第9条 <u>協議会の事務局は、企画観光課が担当し、協議会における事務全般を所掌し、運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。</u> (会計) 第10条 <u>協議会の収入及び支出に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u> (その他) 第11条 <u>この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。</u> 附 則 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。	(事務局) 第8条 <u>交通会議の事務局は、企画観光課とし、交通会議の庶務を処理する。</u> 2 <u>町内における交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、別表に規定する連絡・通報窓口を事務局に置く。</u> (その他) 第9条 <u>この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</u> 附 則 この要綱は、<u>公布の日</u>から施行する。 別表 (第8条関係) (喜界町内の地域公共交通に係るご相談又は通報窓口) 喜界町役場企画観光課 連絡先：TEL 0997-65-3683 FAX 0997-65-4316

第 2 号議案 副会長及び監事の指名について

副会長（第 4 条第 4 項関係）

委員区分	所属・氏名
第 3 条第 1 項第 1 号	喜界町企画観光課長 中村 幸雄
第 3 条第 1 項第 1 号	喜界町教育委員会総務課長 岩松 利和

監事（第 4 条第 4 項関係）

委員区分	所属・氏名
第 3 条第 1 項第 1 号	喜界町議会 総務文教常任委員長 土岐 和貴
第 3 条第 1 項第 6 号	喜界町区長会連絡協議会長 乾 和夫

喜界町訓令第 号

喜界町地域公共交通活性化協議会事務局規程を次のように定める。

令和7年3月21日

喜界町長 隈崎 悦男

喜界町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、喜界町地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和7年喜界町告示第 号）第9条の規定に基づき、喜界町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、企画観光課長をもって充てる。

3 事務局員は、企画観光課員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、喜界町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、喜界町において定められている公印の取扱いの例による。

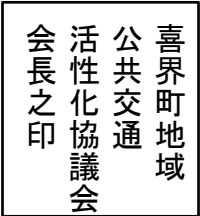
(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
喜界町地域公共交通活性化協議会 会長之印		てん書	方24	会長名を もって発 する文書	1	事務局長

喜界町訓令第 号

喜界町地域公共交通活性化協議会財務規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

喜界町長 隈崎 悦男

喜界町地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、喜界町地域公共交通活性化協議会設置要綱（令和 7 年喜界町告示第 号。以下「設置要綱」という。）第 10 条の規定に基づき、喜界町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第 2 条 協議会の予算は、喜界町からの補助金、国又は鹿児島県からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。

また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

4 会長は、第 2 項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第 4 項の規定を準用する。

(予算区分)

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりと

する。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。
(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、喜界町の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに協議会に報告しなければならない。
(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。
(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を司る。
(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、喜界町の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
(1) 予算整理簿
(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、設置要綱第4条第6項の規定に定められた監事による監査を受け、その結果を添

えなければならない。

- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに町長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
	2 事業費補助	1 事業費補助
3 予備費	1 予備費	1 予備費

喜界町の地域公共交通の現状と課題

令和 7 年 3 月 2 1 日
日本工営株式会社

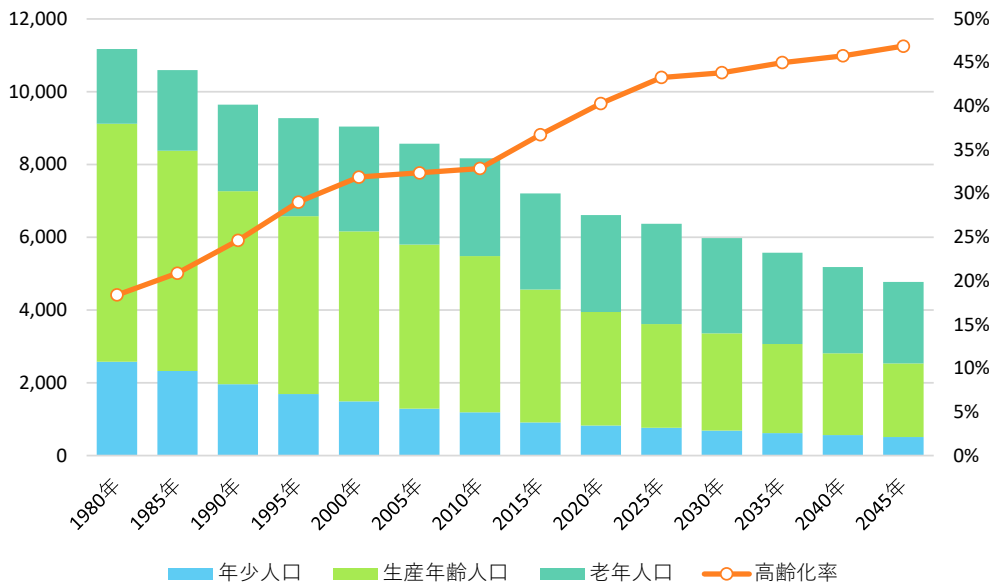
1. 喜界町の人口動向

- 2. 喜界町の公共交通資源の状況
- 3. 公共交通に対するニーズ調査結果
- 4. 喜界町の公共交通をとりまく問題点・課題

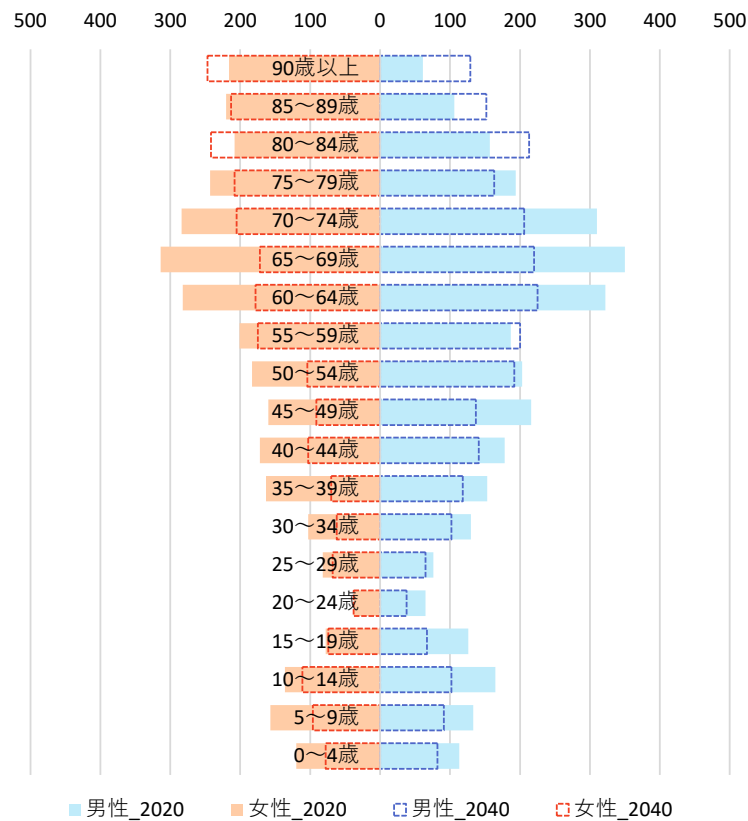
1. 喜界町の人口動向

- 喜界町の人口は、2025年2月末時点で6,299人、高齢化率は40%超となっています。
- 人口は1年で80人前後のペースで減少しており、特に、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（14歳以下）の減少が顕著で、老年人口（65歳以上）は概ね横ばいとなっています。
- 現在は60代や70代の人口が多くなっていますが、今後、ピークが80代に移動するとともに、60代や40代、幼少世代の人口が減少する見通しとなっています。

人口推移



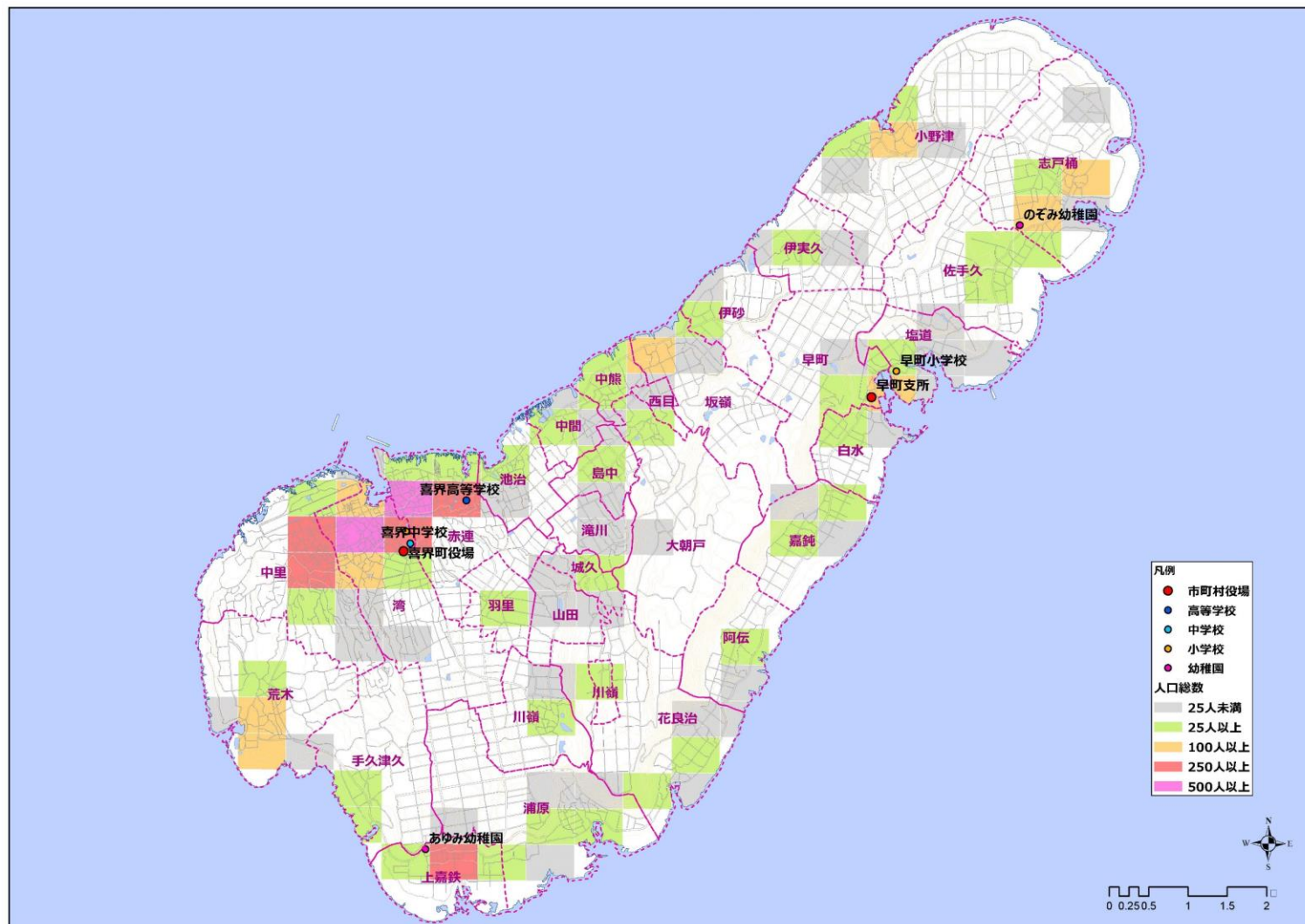
人口ピラミッド



1. 喜界町の人口動向

- 島内の人口は、空港、港、役場等の公共施設が集積する、中里・湾・赤連に特に集中しています。
- 外周部や中央部にも集落が分布しており、荒木・上嘉鉄・早町・志戸桶・小野津・坂嶺では100人以上の人口集積があります。
- 中央部の集落や東海岸の浦原～白水にかけては人口集積が少なくなっています。

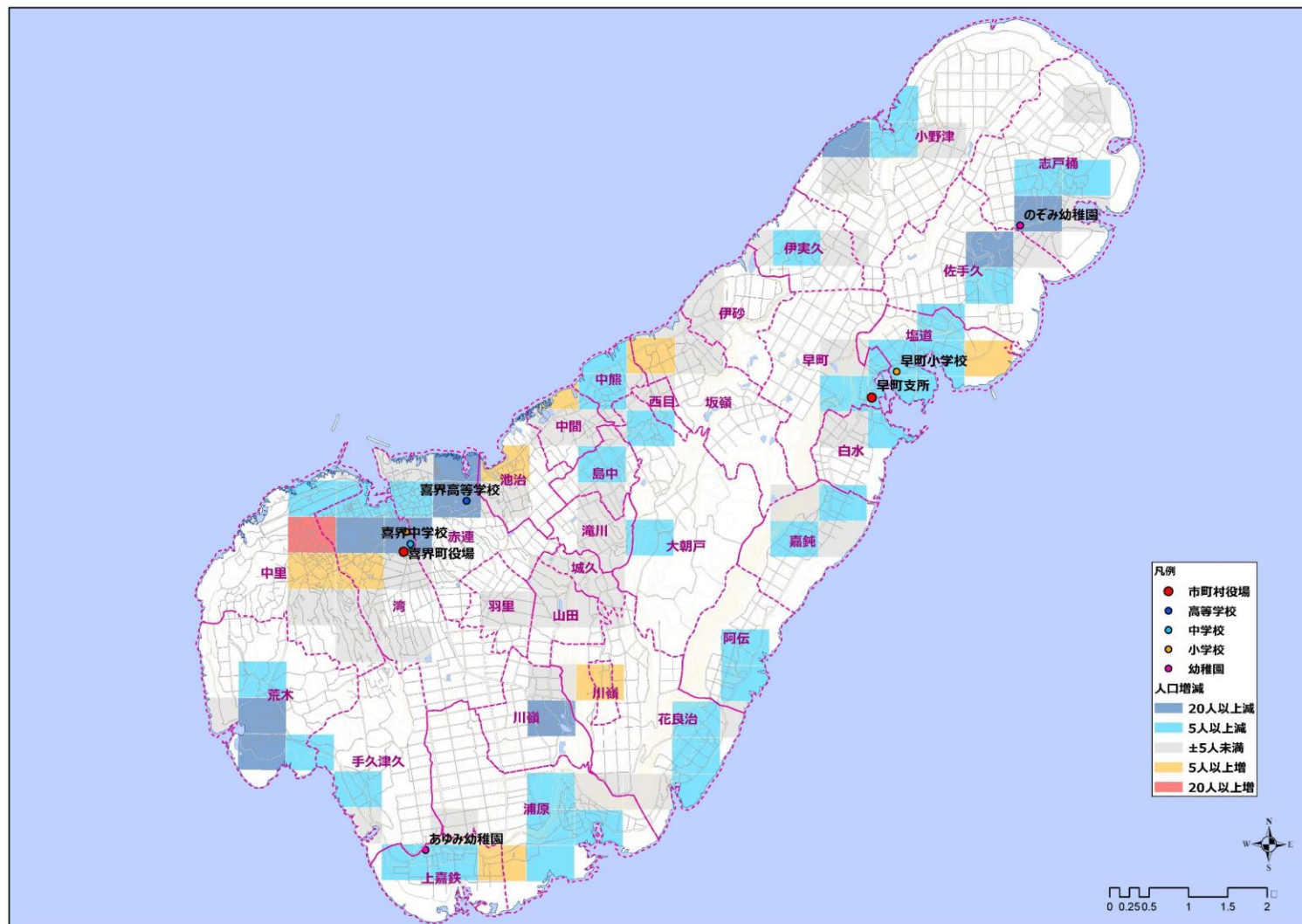
人口分布



1. 喜界町の人口動向

- 2015年～2020年の5年間で、中里・湾地区の空港周辺では人口増加がみられますが、他地区では概ね人口が減少しています。
- 人口減少幅としては、湾・赤連地区等の中心部や、荒木・川嶺・佐手久・志戸桶・小野津等で減少が大きくなっています。

■ 人口増減（5年間）



- 中里・湾・赤連・池治・中間等の町の中心部周辺や、上嘉鉄・白水・佐手久・志戸桶では比較的高齢化率が低くなっています。
- 人口規模の少ない他の集落では、高齢化率も高く、広い範囲で地区の半数以上が65歳以上の高齢者となっています。

[illegible]

1. 喜界町の人口動向
- 2. 喜界町の公共交通資源の状況**
3. 公共交通に対するニーズ調査結果
4. 喜界町の公共交通をとりまく問題点・課題

2. 喜界町の公共交通資源の状況

- 島内の地域公共交通資源は、路線バス（喜界バス）、タクシー（日の出タクシー）のほか、公共交通の補完を目的として自家用有償旅客運送が令和6年10月から運行開始しています。
- その他の輸送資源として、介護タクシー、スクールバスが運行しています。
- 車両数は路線バス3台、タクシー2台、自家用有償1台となっています。

喜界町の地域公共交通資源

路線バス	奄美航空（株）喜界バス 1社 運転者：7名 運行台数：3台（1日） 運行内容：2路線、各6便	※人員の色付きは2種免許保有者 
タクシー	日の出タクシー 1社 運転者：4名 運行台数：2台（1日稼働） 営業時間：8：00～25：00	
自家用有償	コミュニティ喜界協議会 運転者：1名（登録3名） 運行台数：1台（実質稼働） 営業時間：25：00～8：00	
介護タクシー	ほーらさヘルパー事業所、 喜界町社会福祉協議会 運転者：4名＋1名 運行台数：2台＋1台 営業時間：需要に応じ運行	
スクールバス	喜界町教育委員会 運転者：10名 運行台数：8台 運行委託先：喜界島観光（株）	

広域交通

航空路	日本エアコミューター 航路：鹿児島、奄美 運行日：毎日 便数：鹿児島・奄美各2往復	
航路	奄美海運（株） 航路：鹿児島～喜界～知名航路 運行日：火～土（喜界発着） 便数：1往復	

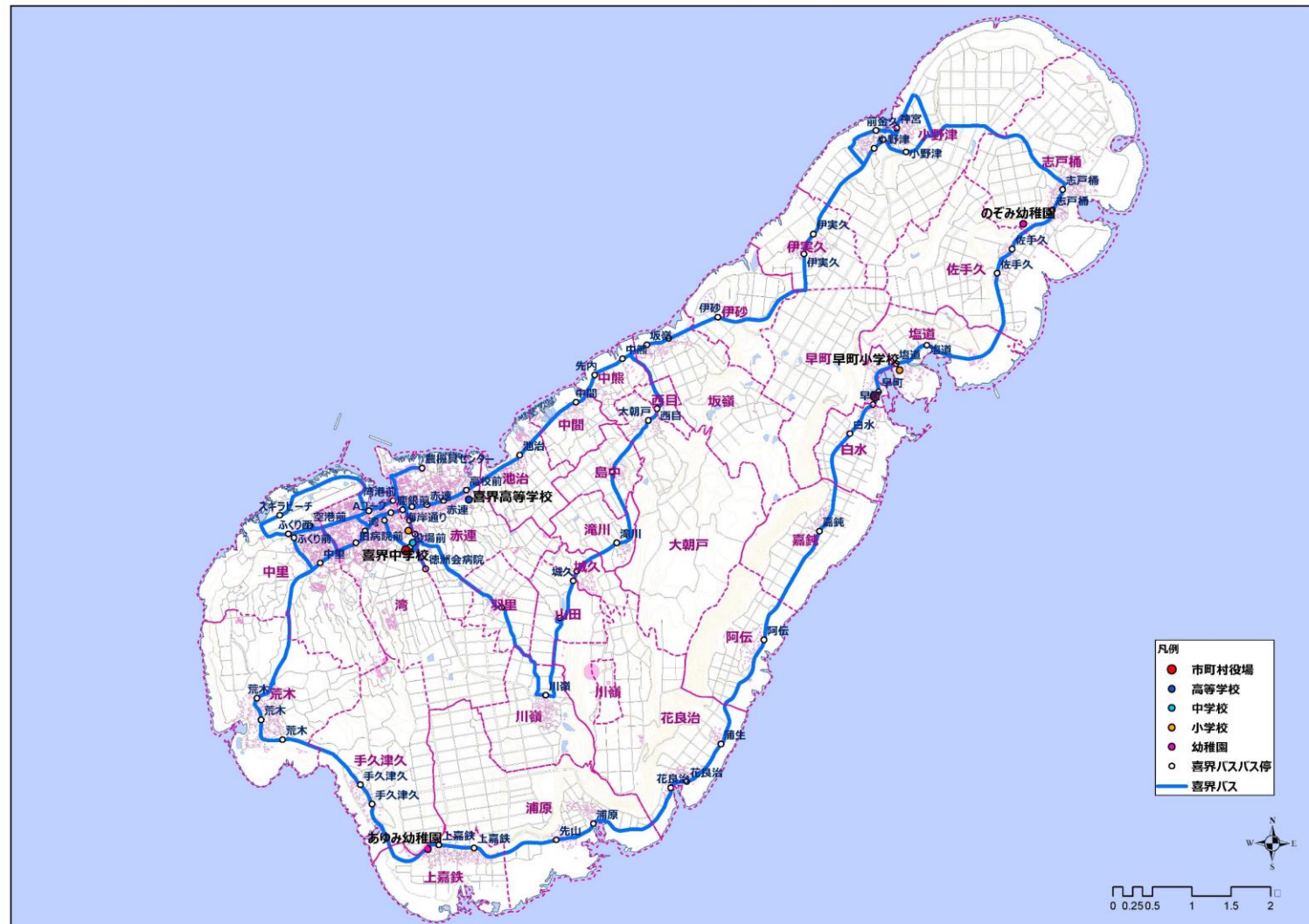
その他の交通資源

レンタカー	事業者数：3社 台数：100台以上 営業時間：8：00(30)～17：30 その他：湾港早朝便配達あり	
レンタルバイク・レンタルサイクル	空港売店レンタルバイク・レンタルサイクル 営業時間：8：30～17：00	

2. 喜界町の公共交通資源の状況

- 島内のバス路線は、外周部の循環線を基本路線として時計回り・反時計回りの2路線、各6便運行しています。
- 西海岸では、中央部の西目～羽里を経由する系統と、沿岸部の中熊～赤連を経由する系統に分かれます。
- その他、小野津集落内の経由地、スギラビーチの経由有無等で複数の運行パターンがあります。
- 全路線でバス停以外でも乗降可（フリー乗降）となっています。

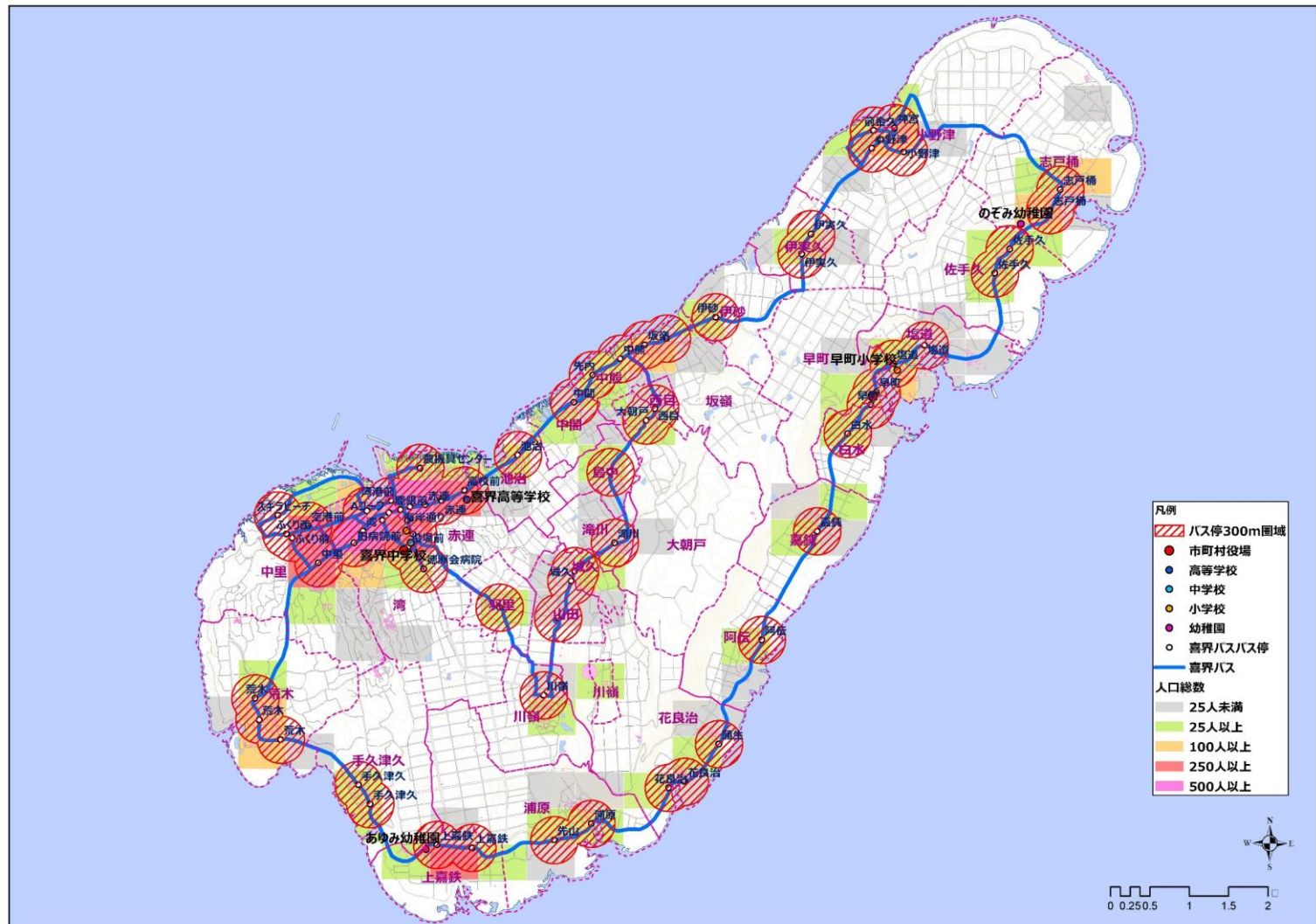
バス路線網



2. 喜界町の公共交通資源の状況

- 外周部や中央部の人口集積地を連絡するように幹線的な道路・バス路線が運行しているため、多くの住居がバス停から300m以内でアクセス可能な範囲に入っています。
- フリー乗降が可能なためバス路線沿線を除くと、川嶺・上嘉鉄・浦原・志戸桶など一部の集落ではバス路線から離れた居住地があります。

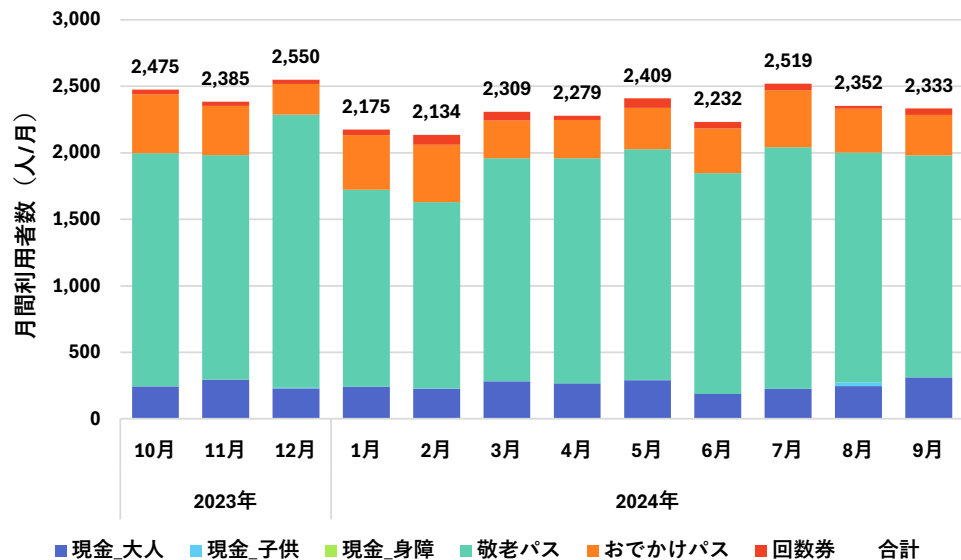
交通不便地の状況



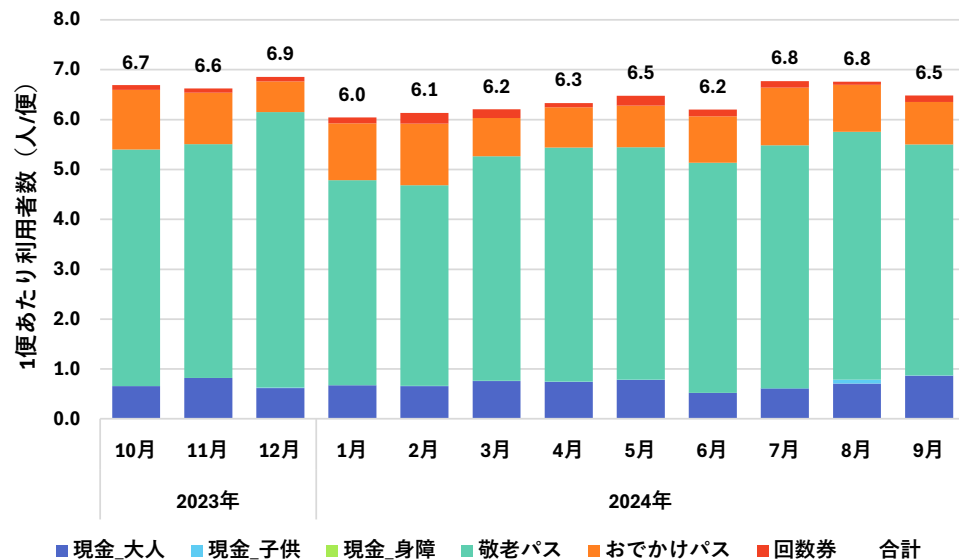
2. 喜界町の公共交通資源の状況

- 令和5年10月～令和6年9月までの1年間の路線バス利用者数は28,152人で、うち7割を敬老パス利用者が占めています。
- 月別では、1カ月で2,500人前後の利用となっており、12月、3月、5月、7月の利用がやや多くなっています。
- 路線バスの1便（1周）あたりの利用者数は6.5人となっています。

■ 路線バス利用者数（月別推移）



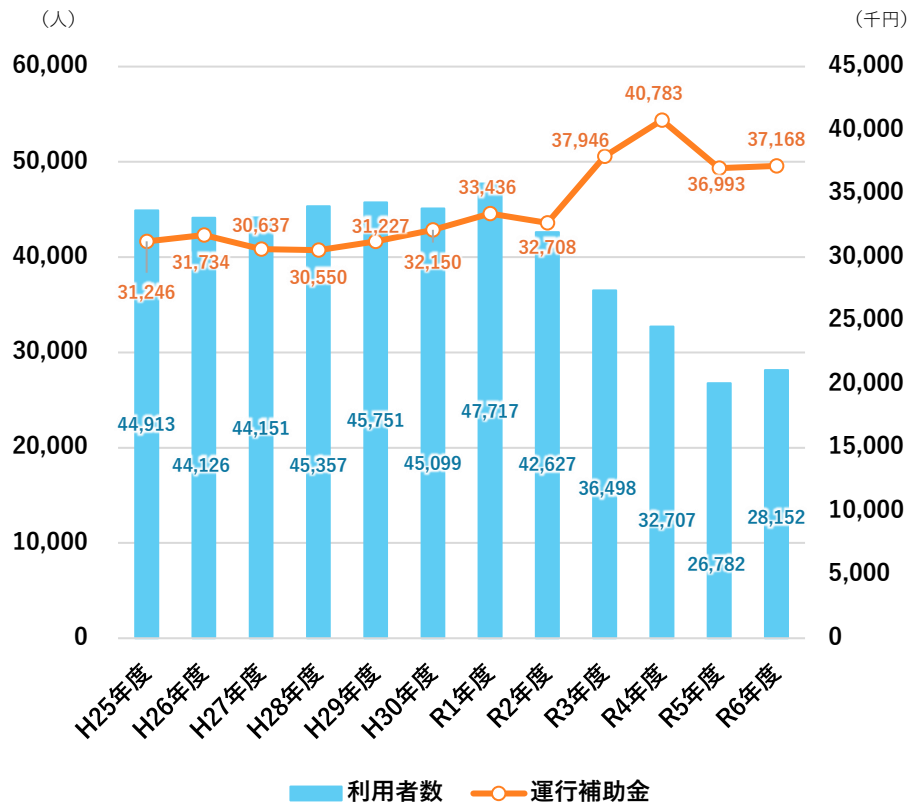
■ 月別1便あたり利用者数



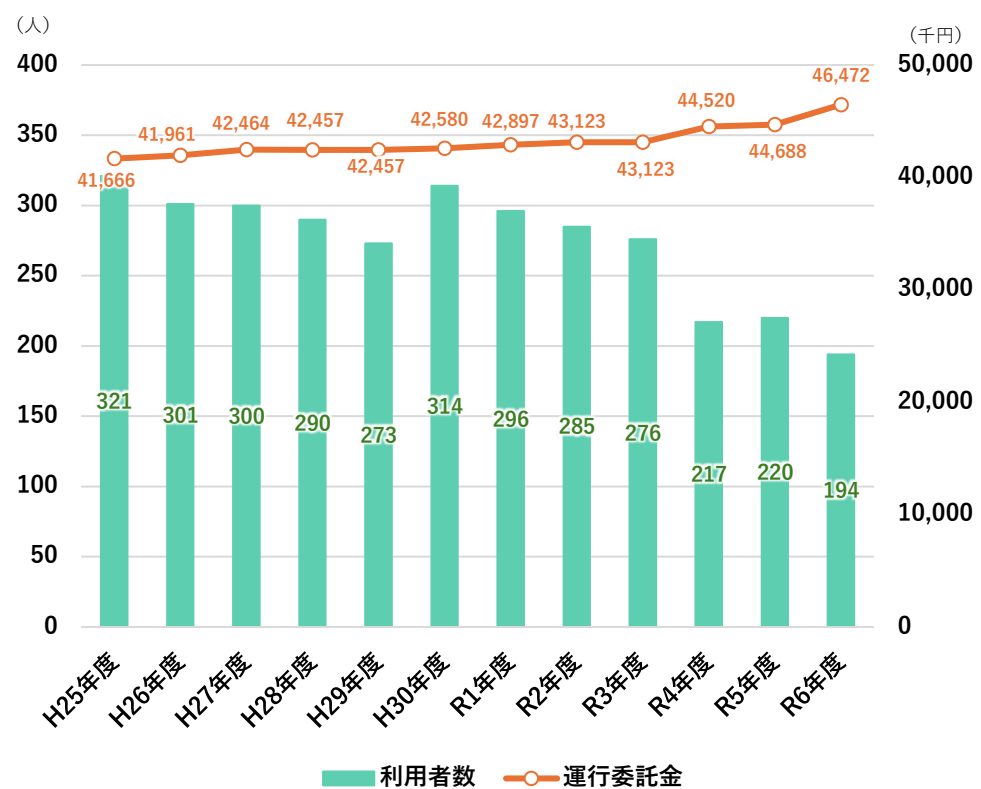
2. 喜界町の公共交通資源の状況

- 路線バスの利用者は、感染症拡大の影響を受けて令和2年度以降急速に減少しています。
- 令和6年度は前年度と比較してやや回復していますが、令和元年度と比較して約4割減少しています。
- スクールバスの令和6年度の利用対象者は194人（平成25年度の約4割減）となっています。
- 路線バスの運行補助金、スクールバスの運行委託費は、燃料費や修繕費、人件費の増加に伴い増加しています。

路線バスの利用者数および運行補助金



スクールバスの利用者数および運行委託金



※利用者数：利用対象者の人数

1. 喜界町の人口動向
2. 喜界町の公共交通資源の状況
- 3. 公共交通に対するニーズ調査結果**
4. 喜界町の公共交通をとりまく問題点・課題

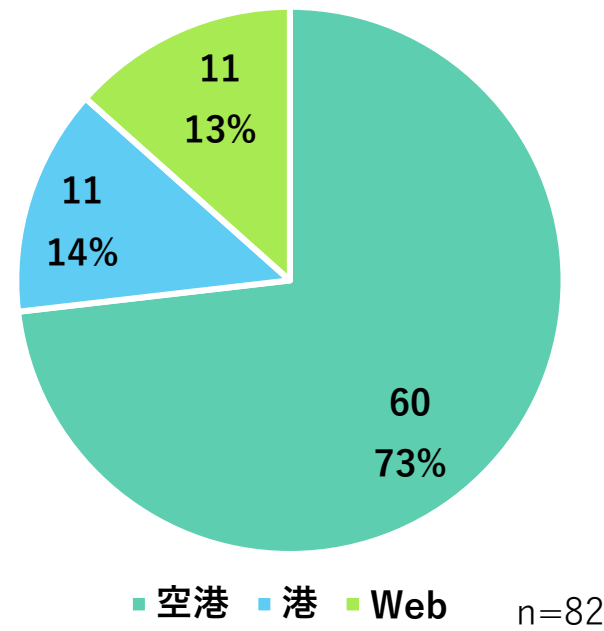
3. 公共交通に対するニーズ調査結果 (1) 交通結節点利用者アンケート調査

- 喜界町に航空路・航路で来訪される方（島民を含む）に対し、島内の移動手段の利用状況や課題を把握するため、喜界空港および湾港においてアンケート調査を実施しました。
- 82名からの回答を得ており、回答場所の内訳は、空港60名、港11名、WEB回答11名となっています。

■ 調査実施内容

項目	実施内容
調査目的	喜界町に航空路・航路で来訪される方（島民を含む）に対し、主に島内の移動手段の利用状況や島内を移動する際の課題を把握し、交通手段に関する課題を分析する。
調査箇所	喜界空港、湾港
調査実施日	令和7年2月25日、26日
調査方法	対面アンケート調査（WEB回答併用）
回答者数	82名

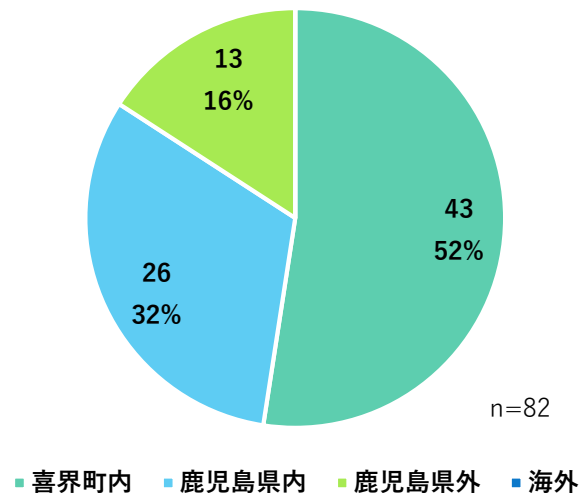
■ 回答者の回答場所・方法



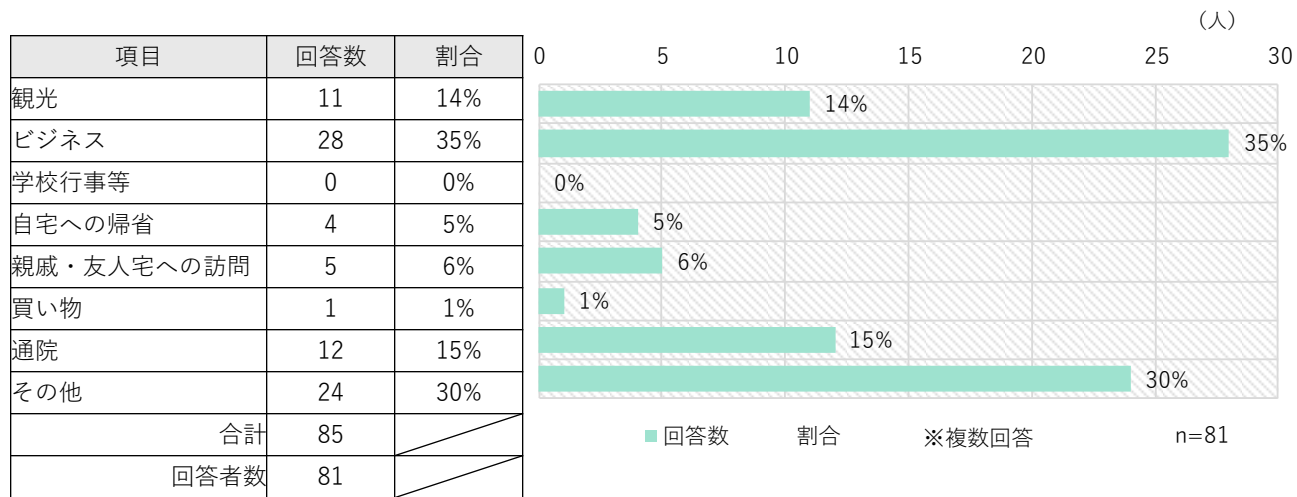
3. 公共交通に対するニーズ調査結果 (1) 交通結節点利用者アンケート調査

- 回答者はおよそ半数が喜界町内居住者、3割が県内、残り2割弱が県外となっています。
- 移動目的はビジネス目的が4割弱と最も多く、通院、観光が1割強となっています。その他の目的として最も多い目的は送迎となっています。
- 通院目的では、鹿児島市や奄美市方面に向かう方がいました。

回答者の居住地



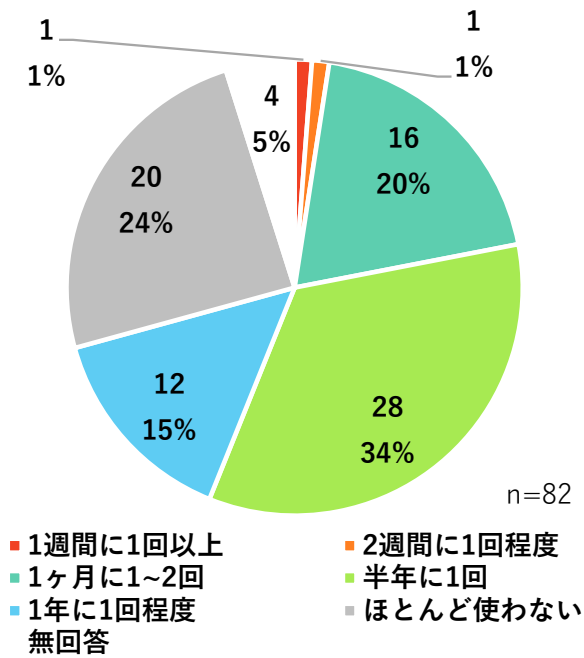
移動目的



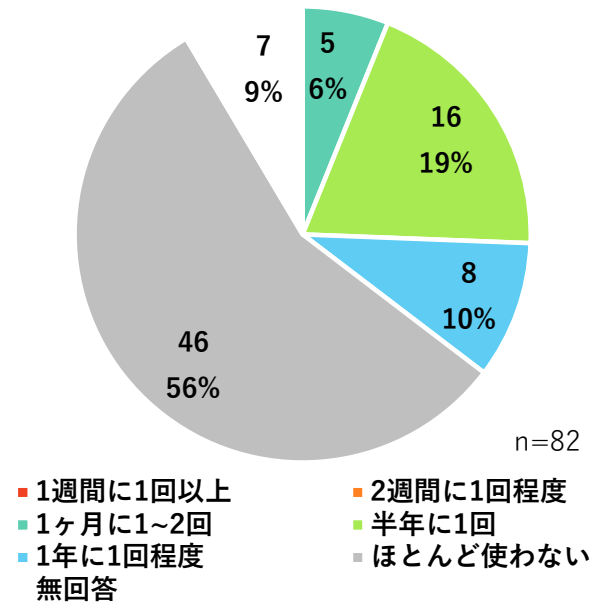
3. 公共交通に対するニーズ調査結果 (1) 交通結節点利用者アンケート調査

- 空港での回答者（飛行機利用者）が多かったことも結果に影響していることが考えられますが、飛行機のほうが航路よりも利用頻度が高く、2割以上の方が1カ月に1回以上の頻度で飛行機を利用しています。
- 航路を1カ月に1回以上の頻度で利用する方は1割に満たず、航路を使わないとの回答が半数以上を占めています。
- 飛行機のほうが便数が多いことや、島民向けには割引運賃が設定されていることも影響していると考えられます。

■ 飛行機の利用頻度



■ 航路の利用頻度

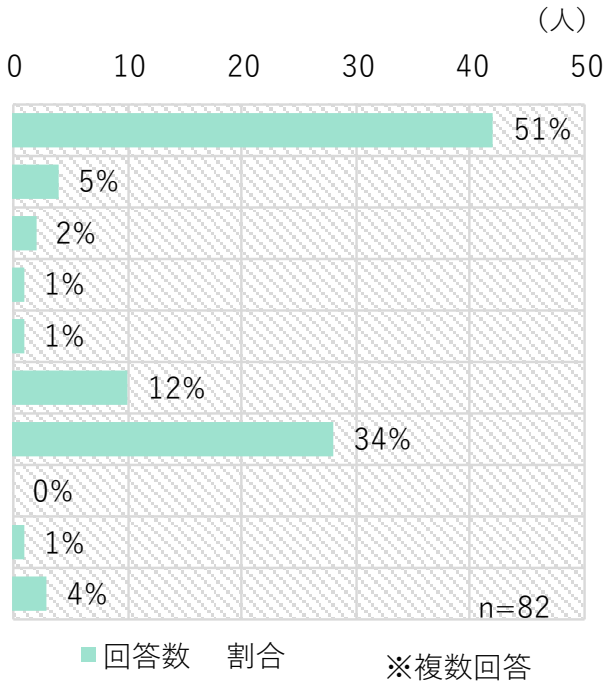


3. 公共交通に対するニーズ調査結果 (1) 交通結節点利用者アンケート調査

- 島内の移動手段は自家用車が半数を占めています。
- 島外からの来訪者を中心にレンタカー利用が3割を占めています。
- 回答者は少数ですが、路線バスも5%（4名）、タクシーも2%（2名）となっています。

■ 島内の移動手段

項目	回答数	割合
自家用車	42	51%
路線バス	4	5%
タクシー	2	2%
バイク・原付	1	1%
自転車	1	1%
徒歩	10	12%
レンタカー	28	34%
レンタルバイク	0	0%
レンタサイクル	1	1%
その他	3	4%
合計	92	
回答者数	82	

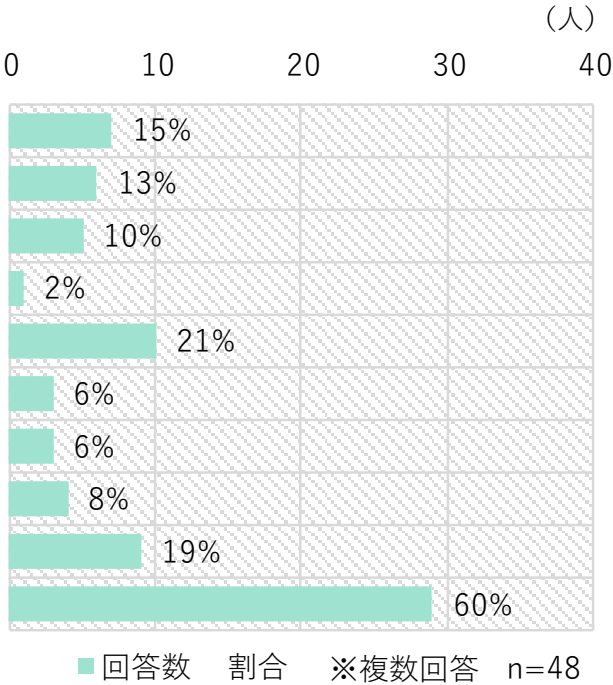


3. 公共交通に対するニーズ調査結果 (1) 交通結節点利用者アンケート調査

- 島内の移動手段についての不満点は「その他」が最も多く、内容としては「タクシーの台数が少ない、予約できない」といった、タクシーに関する不満点が多く挙げられています。
- 路線バス・タクシーについては、航路の早朝便に接続する時間帯の運行が無いこと等も不満点として挙げられています。
- 路線バスについては、「路線やダイヤが分からない」「便数が少ない」との回答も多く挙げられています。

■ 島内の移動手段についての不満点

項目	回答数	割合
公共交通（路線バスやタクシー）の有無が分からない	7	15%
路線バスのルートやダイヤが分からない	6	13%
路線バスの便数が少ない	5	10%
タクシーの利用方法が分からない	1	2%
タクシーの運行時間が短い（夜間など）	10	21%
目的地までどうやって行ったらいいか分からない	3	6%
レンタカー（バイク）の予約がしにくい	3	6%
早朝の船に接続する移動手段がない	4	8%
早町港に着岸した際の移動手段がない	9	19%
その他	29	60%
合計	77	
回答者数	48	



3. 公共交通に対するニーズ調査結果 (2) 島内事業者ヒアリング結果

- 島内の交通、物流、商業、観光、教育、医療、介護・福祉分野の施設・機関等に対し、島内の移動環境についての課題や、公共交通の運行を継続していく上での現状・課題についてヒアリングを実施しました。
- 島内の移動環境については、運転手不足の問題が非常に大きく、移動サービス全般の持続性確保が喫緊の課題であることが様々な分野から意見として得られています。

■ 島内事業者ヒアリング結果

分野	意見
交通	● 運転手の確保が非常に困難。将来的には事業を継続できなくなる。 ● 運転手の高齢化が進み、夜間の運転が難しい。 ● 車両の老朽化が進むが、経営状況的に車両の更新ができない。 ● 事業継続に対する公的な支援が不足している。
物流	● 運転手の確保は年々難しくなっている。 ● 環境対応車両の導入を推進しているが、公的な補助があるとありがたい。 ● 早町港に入港した際の対応として自家用有償ができたことは良いが、事業の持続性については不安がある。
商業	● 食料品や日用品などの自宅への配達を行う買い物支援サービスを実施している。
観光	● 観光需要は伸びつつあるが、宿泊施設や飛行機の便数・定員が制約となり伸び悩んでいる。 ● 観光来訪者にとっては航空路の運賃が高いことも制約になっているが、おやみに来訪者が増えない点は良い側面もある。 ● 島歩きのボランティアガイドによる島内の周遊時に路線バスが使われている。
教育	● 平成24年度の学校統廃合を期にスクールバスを運行している。 ● スクールバスの運行委託費が年々増加する一方、利用者は減少している。 ● 車両の更新を検討する必要がある。 ● 高校生はほぼバスを利用せず、支援学級の生徒のみバスを利用している。
医療	● 病院の移転・路線バスの延伸に伴い、送迎車両を廃止した。 ● 移動手段確保に向けた前向きな取り組みについて可能な限り支援したい。
介護・福祉	● 介護タクシーについては一定の需要がある。 ● 運転の担い手確保は課題である。

1. 喜界町の人口動向
2. 喜界町の公共交通資源の状況
3. 公共交通に対するニーズ調査結果
- 4. 喜界町の公共交通をとりまく問題点・課題**

4. 喜界町の公共交通をとりまく問題点・課題

問題点		課題	
公共交通利用者数の減少、財政負担の増加	路線バスやスクールバスは利用者数が減少する一方、人件費・燃料費等の高騰により財政負担が増加しています。	移動サービス相互の連携強化・持続性の向上	混在・競合しあう移動サービス全体を見直し、それぞれが運行体制面・人員面等の様々な側面で連携することで、移動サービス全体の持続性向上を図ることが必要です。
深刻な運転手不足	運転手不足が社会問題となる中、離島である喜界町では特に運転手の確保が困難となっており、移動サービス事業の継続性にも影響を与えています。	サービスの資源の確保・効率化	- 将来を見据え、必要な移動サービスの資源（人員・車両）を確保するために、できる対策を講じることが必要です。 - 人員確保を推進するとともに、自動運転化の可能性も検討することが必要です。
さまざまな移動サービスの競合	路線バス、タクシーが縮小する中、移動ニーズに対応するため様々な移動サービスができていますが、そのそれぞれに競合が見られ、持続性に影響を与えています。	移動サービスに対する公的な支援の適正化	財政収入が減少する中、町にとって必要な移動サービスを確保するため、国や県の補助を活用するとともに、それぞれの移動サービスに対する支援の在り方も見直すことが必要です。
柔軟性の高い移動サービスに対する支援の不足	高齢化の進行により移動弱者が増加し、タクシー等の柔軟性の高い移動サービスへの期待が高まる一方、独立採算を確保することは困難であり、支援が不足しています。	移動弱者に対する移動サービスの提供	- 集落内・近隣集落の身近な拠点まで移動するような小規模な移動ニーズに対応する細やかな移動サービス（例：デマンド型交通）の確保が必要です。 - 人が移動するだけでなく、モノが移動することで支援する方策も考えられます。
移動弱者の増加	- 高齢化の進行とともに、バス停まで歩くのが困難となるような移動弱者の増加が懸念されます。 - 支援する親族等も減少・高齢化し、移動の支えあいが困難になることも懸念されます。	公共交通の利用しやすいの改善	新たな利用者を確保することで移動サービスの持続性の改善を目指すため、情報提供の改善や車両・乗り場のバリアフリー対応の改善等の環境整備を行うことが必要です。
公共交通サービス全般に対する情報提供の不足	- 移動サービス全般に対して情報提供が不足しており、来訪者が事前に移動手段に関する情報を入手しにくい状況です。 - また、島民においても新たな利用者を獲得する上での支障となっています。	島の経済・エネルギー循環の促進	- 移動環境の改善を通じて、消費や健康増進を図り、島の経済循環の促進・持続性向上に努めることが重要です。 - 車両のEV化等により、エネルギー循環の改善、脱炭素化の推進も重要です。

様式第 5－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 3 月 1 2 日

国土交通大臣 殿

住 所 鹿児島県大島郡喜界町大字湾 1746
氏名又は名称 喜界町地域公共交通活性化協議会

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）（市町村型））交付申請書

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業）（市町村型））金 4,000,000 円を交付されるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 5 条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

令和 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(地域公共交通調査事業(地域公共交通アップデート化推進事業)(市町村型)) 交付申請事業

補助対象事業者名 喜界町地域公共交通活性化協議会 (単位:円)

補助対象事業の 名称及び内容	補助対象事業の着手 及び完了予定日	補助対象経費	補助金額
【名称】 喜界町地域公共交通計画策定業務 【内容】 ・公共交通利用状況の把握(バス乗降調査等) ・公共交通以外の輸送資源に係る調査 ・島民および来訪者の移動実態の把握 ・地域公共交通計画(案)のとりまとめ ・協議会の開催	着手予定日: 交付決定日以降 完了予定日: 令和8年3月31日	8,000,000	4,000,000

- (添付書類)
- (1) 補助対象経費に係る見積書
 - (2) その他補助金の交付に関して参考となる書類

地域公共交通調査事業（地域公共交通アップデート化推進事業（市町村型））の実施に関する計画

1. 当該地域の公共交通の概況・問題点

本町は奄美大島の東北端に位置し、人口は 6,457 人（令和 5 年）、南南西から北東に長い島の総面積は 56.82 km²である。集落は海岸線に沿って展開し、各集落の背部は農耕地となっている。市街地である湾・赤連・中里に人口が集中している一方で、人口が少なく高齢化が進む小規模集落が点在している。

島内の主要道路は喜界島循環線（県道 619 線）、県道 628 線であり、喜界島循環線は島の外周約 50 kmを一周している。島内の公共交通としては、主要道路を巡回する路線バスに加え、平成 24 年度よりスクールバスが運行されている。令和 4 年よりバス路線が改編され、令和 5 年度現在は 2 路線（北中央線、南中央線）が 1 日各 6 便運行している。路線バス・スクールバスともに利用者は減少傾向にある一方で、燃料代の増加に伴い運行補助金は増加している。運賃の見直しや、利用状況に応じたルート検討、コスト削減等による収支の改善が課題である。

また、島内にはタクシー事業者が 1 社存在するが、運転手 2 人が高齢となり事業の継続が難しくなりつつある。令和 6 年 10 月より、自家用有償旅客運送によるタクシー運休時間帯の運行等の代替措置を講じているが、それぞれのサービスの持続性の解決には至っていない。

島外への交通としては、航空便およびフェリーが運航している。航空便は、鹿児島便および奄美便が 1 日各 2 便喜界空港を発着しており、フェリーは徳之島行、沖永良部行が喜界港を発着している。いずれも便数は限られており、フェリーは早朝発着の便もあるため、島外への交通手段と連動した島内交通手段の確保等が課題である。

上記のとおり、既存の公共交通サービスおよび収支の改善、事業者の垣根を超えた連携による必要な交通サービスの確保等のため、効率的な公共交通体系の構築が喫緊の課題となっている。

2. 目指す交通計画と策定調査の必要性

既存の公共交通サービスおよび収支の改善、事業者の垣根を超えた連携による必要な交通サービスの確保、持続的なサービスの運営等に向け、町民および観光客の移動実態の把握や、交通事業者の運営の状況等の把握が必要である。

実効的な計画・事業の策定のためには、公共交通及び公共交通以外の交通資源を総合した移動サービス全体の再定義が必要である。島内交通の現状の把握、及び課題の整理を通じて、効率的な公共交通体系を構築することを目的として、上位計画や関連計画との整合を図りつつ、地域の公共交通網計画を策定する。

3. 事業の実施内容	
実施項目	実施内容
・公共交通利用状況の把握 (バス乗降調査等)	バス運転手によるバス停別乗降調査を実施し、1 週間の地区別・バス停別利用状況を集計・分析する。 タクシーや自家用有償の利用状況を調査し、町内の公共交通全体の利用状況を整理する。 調査結果をもとに住民および観光客の公共交通の利用状況や公共交通に対する課題等を把握する。
・公共交通以外の輸送資源に係る調査	輸送資源の総動員や分野間共創に向け、スクールバスや福祉送迎等の送迎サービスの実態をヒアリング調査し、サービスの統合・共同化による持続性向上方策を検討する。
・島民および来訪者の移動実態の把握	過年度に実施した住民アンケート調査、観光来訪者アンケート調査を分析し、島民・来訪者の移動ニーズを把握する。 また、RESAS 等の公表されている人流データを分析し、島民および島外からの来訪者の移動実態や来訪実態を分析する。
・地域公共交通計画（案）のとりまとめ	調査、検討結果をふまえ、持続可能な公共交通サービスの運営に向けた問題点・課題を整理し、上位計画や関連計画を踏まえつつ、地域にとって望ましい公共交通サービスのあり方についての基本方針をまとめる。 また、基本方針に沿って、持続可能な公共交通サービスの実現に向けた目標、事業の実施主体、スケジュール等を反映した地域公共交通計画（案）をとりまとめる。
・協議会の開催	計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けた今後の公共交通サービスの在り方について協議を行うための協議会を開催する(3 回)

4. スケジュール				
実施項目	4 月	9 月	12 月	3 月
・公共交通利用状況の把握 (バス乗降調査等)				
・公共交通以外の輸送資源に係る調査				
・島民および来訪者の移動実態の把握				
・地域公共交通計画(案)のとりまとめ				
・協議会の開催				

様式第 5 - 1 別紙

5. 予算計画				
実施項目	総事業費 (見込み)	補助対象経費 (見込み)	国費 (見込み)	地域の負担 (見込み)
・公共交通利用状況の把握(バス乗降調査等)	1,070 千円	1,070 千円	535 千円	535 千円
・公共交通以外の輸送資源に係る調査	250 千円	250 千円	125 千円	125 千円
・島民および来訪者の移動実態の把握	470 千円	470 千円	235 千円	235 千円
・地域公共交通計画(案)のとりまとめ	3,500 千円	3,500 千円	1,750 千円	1,750 千円
・協議会の開催	2,710 千円	2,710 千円	1,355 千円	1,355 千円
合計	8,000 千円	8,000 千円	4,000 千円	4,000 千円